

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 御料堀ポンプ場No. 1雨水ポンプ減速機修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市弥栄町一丁目195番地123  |
| (4) 履行期限  | 令和5年5月17日から令和6年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 19,800,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | クボタ環境エンジニアリング株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区京橋2-1-3  |
| (8) 概要    | No. 1雨水ポンプ減速機修繕 一式   |
| (9) 理由    | 本修繕は、故障した株式会社クボタ社製ポンプの減速機修繕を行うものです。<br>減速機の分解・整備を実施するにあたり、製造メーカー以外の者が修繕を行うとポンプの品質性能及び製品の保障を得ることが不能となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本設備の知識や現場の状況等に精通した製造メーカー系列会社であるクボタ環境エンジニアリング株式会社と特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 武蔵野中学校外4校プールろ過機改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大間野町四丁目357番地 外   |
| (4) 履行期間  | 令和5年5月17日から令和5年10月31日まで   |
| (5) 契約金額  | 4,100,173 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：中学校に設置されているプールろ過機の改修を行う   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 荻島小学校外12校プールろ過機改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大字南荻島902番地 外   |
| (4) 履行期間  | 令和5年5月26日から令和5年10月31日まで   |
| (5) 契約金額  | 5,842,980 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：小学校に設置されているプールろ過機の改修を行う   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、各学校に設置されているプール用ろ過機の一部部材を更新するものです。施工後のろ過機の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 清掃施設工事  
(2) 件 名 リサイクルプラザ資源化施設粗破砕機カッタ刃交換修繕
- (3) 場 所 越谷市大字砂原355番地
- (4) 履 行 期 限 令和5年5月26日から令和6年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 34,100,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 新明和工業株式会社  
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所 東京都台東区上野7-12-14
- (8) 概 要 1、粗破砕機カッタ刃等交換  
・2フックカッタ18個交換  
・5フックカッタ18個交換  
・カッタスペーサ36個交換等
- (9) 理 由 特命随意契約該当理由  
当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事  
(2) 件 名 庁舎電算システム配線等改修工事  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
(4) 履 行 期 間 令和5年5月31日から令和5年12月28日まで  
(5) 契 約 金 額 16,390,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 八洲・昭電特定建設工事共同企業体  
(代)株式会社八洲電業社 川口支店  
(7) 受注者住所 埼玉県川口市中青木5-11-2  
(8) 概 要 ・各課システム移設に伴う改修工事  
・情報システムインフラ引込み

- (9) 理 由 本工事は、現在、工事中の越谷市役所新庁舎建設工事の市民協働ゾーン内に市役所各課の情報システムを配線する工事である。新庁舎建設工事と同一時期の工事であり、新庁舎建設工事現場内での工事になり、搬入出経路が同一化するなど密接な関係性があることや、建物内容を熟知しているものが本工事を施工する必要があり、施工に係る責任の所在を明確にする必要がある。  
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事の受注者である、八洲・昭電特定建設工事共同企業体と特命随意契約を締結するものです。